ハ　第六章の二に定めるところにより算出したＣＶＡリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ニ　第六章の三に定めるところにより算出した第二十六条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

二　国内基準行である内部格付手法採用行　次に掲げる額の合計額

イ　内部格付手法採用行が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百四十四条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百五十六条の二の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百五十六条の二の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額及び第百五十六条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

ロ　内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第二十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

ハ　第六章の二に定めるところにより算出したＣＶＡリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ニ　第六章の三に定めるところにより算出した第二十六条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

第百三十一条第四項中「EAD」を「EADをいう。」に改め、同条第六項中「EAD）に」を「EADをいう。）に当該」に改め、同条第七項中「おいて、」の下に「同条中」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、「（海外営業拠点を有しない標準的手法採用行においては、二千五百パーセントとする。）」を削る。

第百三十二条の二第二項第三号イ中「（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）」を削る。

第百三十五条第六項を次のように改める。

6　内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であって、当該EADの算出に当たって第五十七条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛目＝$\sqrt{\ }$（Tm/10）

Tmは、第五十七条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

第百五十六条第二項中「EAD」を「EADをいう。」に改める。

第百五十六条の二中「EAD」を「EADをいう。」に改め、「に千二百五十パーセント」の下に「のリスク・ウェイト」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第百五十六条の二の二　内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百三十一条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第百五十六条の二の三　内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百三十一条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第百五十六条の三中「EAD」を「EADをいう。」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第百五十六条の四　内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百三十一条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第十四条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（国内基準行である場合に損益又は時価評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出）

第百五十六条の五　内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を用いなければならない。

第二百十六条を次のように改める。

（内部格付手法を用いるための自己資本比率）

第二百十六条　内部格付手法を用いる銀行持株会社については、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該各号に定める要件を当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

一　国際統一基準行　第二条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

二　国内基準行　当該銀行持株会社を国際統一基準行であるとみなして第二条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。

第二百四十八条の二に次の二項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当しない国内基準行にあっては、第四節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出することができる。

一　内部格付手法採用行

二　内部モデル方式採用行

三　先進的計測手法採用行

四　期待エクスポージャー方式の使用について第五十七条の四第一項（第百三十五条第五項又は第百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた銀行持株会社

4　第一項及び前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる銀行持株会社のいずれにも該当しない国内基準行が、直近の算出基準日において次節に定める標準的リスク測定方式を用いてＣＶＡリスク相当額を算出している場合には、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨をあらかじめ金融庁長官に届け出たときを除き、これを継続して用いなければならない。

第二百四十八条の三第一項中「に十二・五を乗じて得た額」を削り、同条第七項を次のように改める。